

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2018年9月18日
【会社名】	株式会社ワールド
【英訳名】	WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 上山 健二
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	グループ常務執行役員 中林 恵一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	グループ常務執行役員 中林 恵一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,459,185,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ワールド(東京支店) (東京都港区北青山三丁目5番10号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月22日付をもって提出した有価証券届出書及び2018年9月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当1,809,000株の募集の条件、その他この自己株式の処分に関し必要な事項を2018年9月18日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	1,809,000株	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

（注）1．2018年8月22日開催の取締役会決議によっております。

2．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3．上記発行数は、2018年8月22日及び2018年9月10日開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4．本募集とは別に、2018年8月22日及び2018年9月10日開催の取締役会において決議された日本国内における公募による自己株式の処分（以下「国内一般募集」という。）及び海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。

国内一般募集と同時に、当社株主である小泉敬三、寺井秀藏、畑崎重雄、栗山文宏及び佐藤進一が保有する当社普通株式の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）が行われる予定であります。

また、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案し、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、1,809,000株を上限として、野村證券株式会社が当社株主である合同会社ワイ・アール興産及び合同会社イー・エイチ興産（以下、個別に又は合わせて「貸株人」という。）から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。

本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、2018年8月22日及び2018年9月10日開催の取締役会において決議された、野村證券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式1,809,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）であります。

また、野村證券株式会社は、2018年9月28日から2018年10月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少するか、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

5．当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式（以下「優先株式」という。）についての定めを定款に定めております。

優先株式の単元株式数は、普通株式と同数の100株であります。

優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされております。また、当社が残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされております。

優先株主は、株主総会において議決権を有しません。

優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要します。

優先株式には、優先株主が優先株式と引換えに金銭の交付を当社に請求することができる取得請求権及び当社が金銭と引換えに優先株式を取得することができる取得条項がそれぞれ付されております。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,809,000株	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 2018年8月22日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記発行数は、2018年8月22日及び2018年9月10日開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4. 本募集とは別に、2018年8月22日及び2018年9月10日開催の取締役会において決議された日本国内における公募による自己株式の処分(以下「国内一般募集」という。)及び海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における募集(以下「海外募集」という。)が行われます。

国内一般募集と同時に、当社株主である小泉敬三、寺井秀藏、畑崎重雄、栗山文宏及び佐藤進一が保有する当社普通株式の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。)が行われます。

また、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しの需要状況等を勘案し、国内一般募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、野村證券株式会社が当社株主である合同会社ワイ・アール興産及び合同会社イー・エイチ興産(以下、個別に又は合わせて「貸株人」という。)から借入れる当社普通株式1,809,000株の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われます。

本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、2018年8月22日及び2018年9月10日開催の取締役会において決議された、野村證券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式1,809,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)であります。

また、野村證券株式会社は、2018年9月28日から2018年10月22日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少するか、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

5. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式(以下「優先株式」という。)についての定めを定款に定めております。

優先株式の単元株式数は、普通株式と同数の100株であります。

優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされております。また、当社が残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされております。

優先株主は、株主総会において議決権を有しません。

優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要します。

優先株式には、優先株主が優先株式と引換えに金銭の交付を当社に請求することができる取得請求権及び当社が金銭と引換えに優先株式を取得することができる取得条項がそれぞれ付されております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,809,000株	4,459,185,000	
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）	1,809,000株	4,459,185,000	

(注) 1. 前記「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分であります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		1,809,000株	
払込金額		5,241,577,500円	
割当予定先の内容	所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の役職氏名	代表執行役社長 森田 敏夫	
	資本の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	取引関係	1. 国内一般募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集のグローバル・コーディネーター 2. 国内一般募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの主幹会社	
人的関係			
当該株券の保有に関する事項			

- 前記「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載のとおり、本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少するか、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 払込金額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、国内一般募集における仮条件（2,900円～3,200円）の平均価格（3,050円）を基礎として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	1,809,000株	4,459,185,000	
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計(総発行株式)	1,809,000株	4,459,185,000	

(注) 1. 前記「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載のとおり、本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分であります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社	
割当株数		1,809,000株	
払込金額		4,983,795,000円	
割当予定先の内容	所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の役職氏名	代表執行役社長 森田 敏夫	
	資本の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	取引関係	1. 国内一般募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集のグローバル・コーディネーター 2. 国内一般募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの主幹会社	
人的関係			
当該株券の保有に関する事項			

2. 前記「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載のとおり、本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少するか、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 払込金額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内一般募集における引受価額と同一の価格の総額であります。

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	(注)3.	100	2018年10月26日(金)	該当事項はありません	2018年10月29日(月)

(注)1. 発行価格は、2018年9月18日に国内一般募集において決定される引受価額と同一の金額とします。

2. 全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,755	(注)2.	100	2018年10月26日(金)	該当事項はありません	2018年10月29日(月)

(注)1. 全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

(注)1. の全文削除及び2. 3. 4. 5. の番号変更

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,241,577,500	0	5,241,577,500

(注) 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、国内一般募集における仮条件(2,900円~3,200円)の平均価格(3,050円)を基礎として算出した見込額であります。なお、前記「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少するか、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,983,795,000	0	4,983,795,000

(注) 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内一般募集における引受価額と同一の価格の総額であります。なお、前記「1 新規発行株式」の(注)4.に記載のとおり、本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少するか、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額上限5,242百万円(本件第三者割当における申込みがすべて行われた場合の見込額)については、国内一般募集の差引手取概算額29,503百万円及び海外募集の差引手取概算額13,375百万円と合わせて、そのうち4,002百万円を2018年9月28日に、6,208百万円を2018年12月末までに、それぞれ優先株式の取得費用に充当する予定であります(なお、かかる取得費用には、本書提出日現在から上記各取得日までに増加する未払優先配当金相当額を考慮した金額となります。)

また、残額については、今後3年程度で、システム投資に10,083百万円、保証金流動化の終了に伴う建物賃貸人への保証金の差入れに3,392百万円、プリンシパルインベストメントとして当社が直接投資する戦略投資に10,000百万円、当社グループにおいて事業投資を行う株式会社W&Dインベストメントデザインの出資枠に10,000百万円をそれぞれ充当し、また2019年3月期に短期借入金の返済に4,434百万円を充当することを予定しております。

システム投資については、成長資金として、ファッションの全業務領域に渡ってフルカバーするデジタルソリューション事業強化のための投資及びファッションとテクノロジーが融合したファッションテックなどデジタル事業への投資に2019年3月期に4,599百万円、2020年3月期に3,879百万円、2021年3月期に1,606百万円をそれぞれ充当する予定であります。システム投資の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

当社グループでは、今後の成長のための戦略投資及び事業投資として、2019年3月期以降、株式会社ティンパンアレイの完全子会社化及び株式会社キャンプファイヤーへの出資等を実施してきております。当社は、アパレル以外の領域でのブランドの拡充やバリューチェーンの補強のため、今後も企業買収及び出資等を行う方針であり、2019年3月期、2020年3月期及び2021年3月期に、当社又は当社子会社による非アパレルやファッションテックに対する戦略投資に10,000百万円、当社グループにおいてアパレル事業への事業投資を行う株式会社W&Dインベストメントデザインの出資枠に10,000百万円を充当する予定であります。

なお、現時点において具体的に決定している新規の投資案件はなく、上記の戦略投資及び事業投資の総額が今後3年程度で約20,000百万円規模となること以外には案件数・案件規模も未定です。企業価値の向上に繋がる投資先が見つからないなどの理由により投資が実施されない場合には、店舗等への設備投資資金又は短期借入金の返済に充当する予定です。

各投資スキーム、投資方針の詳細については、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を参照下さい。

短期借入金の返済については、財務体質を改善させることを目的に、2019年3月期に4,434百万円を充当する予定であります。当該借入金には、過去に実施した上記の戦略投資及び事業投資を目的とした借入金も含まれます。

なお、各使途の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額上限4,984百万円(本件第三者割当における申込みがすべて行われた場合の見込額)については、国内一般募集の差引手取概算額33,974百万円及び海外募集の差引手取概算額6,788百万円と合わせて、そのうち4,002百万円を2018年9月28日に、6,208百万円を2018年12月末までに、それぞれ優先株式の取得費用に充当する予定であります(なお、かかる取得費用には、本書提出日現在から上記各取得日までに増加する未払優先配当金相当額を考慮した金額となります。)

また、残額については、今後3年程度で、システム投資に10,083百万円、保証金流動化の終了に伴う建物賃貸人への保証金の差入れに3,392百万円、プリンシパルインベストメントとして当社が直接投資する戦略投資に10,000百万円、当社グループにおいて事業投資を行う株式会社W&Dインベストメントデザインの出資枠に10,000百万円をそれぞれ充当し、また2019年3月期に短期借入金の返済に2,061百万円を充当することを予定しております。

システム投資については、成長資金として、ファッションの全業務領域に渡ってフルカバーするデジタルソリューション事業強化のための投資及びファッションとテクノロジーが融合したファッションテックなどデジタル事業への投資に2019年3月期に4,599百万円、2020年3月期に3,879百万円、2021年3月期に1,606百万円をそれぞれ充当する予定であります。システム投資の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

当社グループでは、今後の成長のための戦略投資及び事業投資として、2019年3月期以降、株式会社ティンパンアレイの完全子会社化及び株式会社キャンプファイヤーへの出資等を実施してきております。当社は、アパレル以外の領域でのブランドの拡充やバリューチェーンの補強のため、今後も企業買収及び出資等を行う方針であり、2019年3月期、2020年3月期及び2021年3月期に、当社又は当社子会社による非アパレルやファッションテックに対する戦略投資に10,000百万円、当社グループにおいてアパレル事業への事業投資を行う株式会社W&Dインベストメントデザインの出資枠に10,000百万円を充当する予定であります。

なお、現時点において具体的に決定している新規の投資案件はなく、上記の戦略投資及び事業投資の総額が今後3年程度で約20,000百万円規模となること以外には案件数・案件規模も未定です。企業価値の向上に繋がる投資先が見つからないなどの理由により投資が実施されない場合には、店舗等への設備投資資金又は短期借入金の返済に充当する予定です。

各投資スキーム、投資方針の詳細については、後記「第二部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を参照下さい。

短期借入金の返済については、財務体質を改善させることを目的に、2019年3月期に2,061百万円を充当する予定であります。当該借入金には、過去に実施した上記の戦略投資及び事業投資を目的とした借入金も含まれます。

なお、各使途の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。